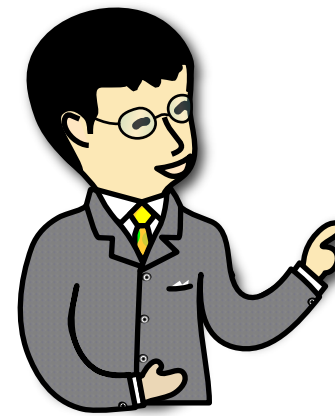


市街地再開発事業の流れ



現在の段階

ステップ5

- ・管理運営計画の確定
- ・テナントなどの確定

ステップ4

- ・補償費などの支払い
- ・土地建物の明渡し
- ・仮住居、仮店舗への移転
- ・建物の除却

ステップ3

- ・土地建物の評価額等の確定
- ・実施設計
- ・管理運営計画の検討
- ・権利変換計画の提示

ステップ2

- ・建物などの詳細調査
- ・基本設計
- ・組合定款及び事業計画作成

ステップ1

- ・権利関係などの基礎調査
- ・再開発基本構想の検討
- ・事業成立性の検討

準備組合
の設立

都市計画
の決定

組合設立
の認可

県知事に認可申請をします。

建築や土地の譲渡に制限が
かかります。

権利変換計画
の認可

県知事に認可申請をします。

土地や建物を明渡していただき、
いよいよ工事に着手します。

工事着手

再開発ビル
のオープン